

入札案内

令和8年7月22日

大津市企業局契約管財課

下記の工事について、受注希望型指名競争入札を行います。

入札に参加を希望される方は、この入札案内の内容を確認のうえ、申し込みをして下さい。

なお、令和8年7月22日付で公告した「下阪本第2中継ポンプ場流入ゲート機械設備工事」の入札が不調又は中止であった場合は、本件入札についても中止します。その際の被った損害は入札者の負担とします。

記

工事名	下阪本第2中継ポンプ場流入ゲート電気設備工事		
工事場所	大津市下阪本六丁目		
工期	契約締結の日から5日以内の日から 令和 10 年 2 月 29 日 まで		
工事概要	電動ゲート動力操作盤 ……1面 電動ゲート現場操作盤 ……1面 遠方監視盤 ……1面 ケーブル、電線管等 ……一式		
入札参加業種	電気設備工事		
入札参加に必要な条件	別紙		
設計図書	企業局契約管財課または入札情報公開システムにて確認してください。		
入札参加申込書 (技術資料)の提出	受付期間	令和 8 年 7 月 28 日（火曜日） 午後5時 まで	
	提出方法	電子入札システムにおいて受注希望型指名競争入札参加申込書を添付し、提出してください。	
	その他	やむを得ない事情により紙入札での参加を希望される場合は、「紙入札参加届出書」を添えて別添の受注希望型指名競争入札参加申込書を提出してください。 紙入札での参加方法や書式については、大津市企業局ホームページの「紙入札での参加について」及び「契約関係書式集(工事編)」を参照してください。	
	紙入札で参加申請の場合		
	受付時間	午前9時から午後5時まで	
	受付場所	企業局契約管財課(大津市役所 新館6階)	
	提出方法	直接持参して下さい。 (郵送での提出も可とします。また、押印を省略する場合は、郵送に加えて電子メール、ファックスでの提出も可とします。押印を省略する際は、各書類に提出責任者及び担当者の氏名・連絡先を明記してください。 電子メールによる送信先:nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp ファックスによる送信先:077(523)1580 持参以外の方法で提出する場合は、契約管財課に郵送・送信した旨を連絡してください。(電話番号:077(528)2614) ただし、いずれの方法による場合も上記受付期間内に必着となりますのでご注意ください。)	
	その他	土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受付期間から除きます。	

(別紙)

入札参加に必要な条件

工事名	下阪本第2中継ポンプ場流入ゲート電気設備工事
項 目	内 容
業者区分	建設工事入札参加申請書における業者区分が次のとおりであること。 市内業者
入札参加希望業種	建設工事入札参加申請書に記載した入札参加希望業種が次のとおりであること。 電気設備工事
許可建設工事の種類	建設業の許可を受けている建設工事の種類が次のとおりであること。 電気工事
発注基準における総合点数	本件の募集開始日時点の、大津市建設工事等受注希望型指名競争入札発注基準における総合点数が次のとおりであること。 765点以上
許可建設工事の種類に係る完成工事高の平均	建設工事入札参加申請書に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、本件工事の許可建設工事の種類に係る完成工事高の2年平均又は3年平均が次のとおりであること。 3,000千円以上
同種工事の施工実績	次に掲げる工事について、過去15年間(平成23年4月1日から令和8年3月31日の間)において施工実績を有していること。当該施工実績が建設工事入札参加申請書に添付した工事経歴書に記載されている場合は、施工実績の提出を省略することができる。 変電設備、送配電設備、構内電気設備等の設置工事
技術者の配置	建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を配置できること。 なお、本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、特記仕様書記載の要件をすべて満たさなければならない。
その他	1.地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。 2.大津市建設工事等指名停止基準等に基づく指名停止を、本入札の公告日から入札執行日までの間、受けていないこと。 3.現に本市発注の建設工事、測量・設計・調査等業務委託において、履行遅滞状態の契約がないこと。 4.会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。 5.破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。 6.会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。 7.銀行取引停止処分がなされている者でないこと。 8.本件入札に参加しようとする者(法人においてはその役員)が、本件入札に参加しようとする他の者(法人においてはその役員)と同一人であるときは、そのうち1者のみが本件入札に参加できるものとします。 9.本件に組合として参加する場合、その組合員は参加することができません。

そ の 他

項 目	内 容
入札保証金	免除
工事材料	受注者持
契約保証金	大津市契約規則第24条、第24条の2及び第25条による
請負代金支払方法	完成時払、前金払、中間前金払 前金払は請負代金額が200万円を超える場合、請負代金額の40%以内を請求することができる。中間前金払は前金払のほか、請負代金額の20%以内を請求することができる。この他に条件のある場合は、指名通知書にて示すものとする。
予定価格及び最低制限価格	落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
入札に関する質問について	入札に関する質問については指名業者からのみ受け付ける。質問期間については、指名通知書を確認し、質問がある場合は質問書(様式は入札情報公開システムのものを使用)により行うこと。なお、質問があった場合は、入札情報公開システムで回答する。
談合情報への対応	(1) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期又は取りやめ、事情聴取、確約書・誓約書の徴取及び公正取引委員会への報告を行うことがある。 (2) 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめ又は入札を無効とすることがある。 (3) 契約締結後に談合等の不正行為が明らかになった場合は契約を解除し、賠償金として請負金額の10分の2に相当する額を請求することがある。
その他	(1) 見積内訳書の作成は一式計上ではなく、当該工事(委託)に係る設計書の積算体系に準じて、案件ごとに公開している金抜き設計書、数量公開の項目以上(単価表は不要)の内訳書を作成することとし、特に諸経費の計上については金抜き設計書・数量公開項目記載の有無にかかわらず、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費について各々計上すること。なお、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費を各々「一式」として表示することすることは認めるが、各諸経費を一括して「諸経費一式」等で記載することは認めない。 なお、指名通知書、公告等において上記以外の項目までを記載する必要がある旨の指示がある場合はそれに従うこと。 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、速やかに契約管財課にて契約書他必要書類を受領すること。落札決定の通知から7日以内に、上記に記載した履行保証措置を講じた上、契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、7日以内に提出できないときは契約の相手方となる資格を失うことがある。 (4) 落札決定から契約締結までの間に落札者が入札参加の資格に必要な条件を満たさなくなった場合、又は指名停止を受けた場合は契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。 (5) 電子契約を希望する場合は、落札決定後、速やかに電子契約利用申出書を提出すること。(提出先:nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp) 電子契約利用申出書は案件ごとに提出すること。
備考	その他、大津市契約規則等による。